

平成28年12月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年12月20日(火) 午後4時00分～午後4時46分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第57号 平成29年度教育に関する予算についての意見案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第57号「平成29年度教育に関する予算についての意見案」につきまして御説明申し上げます。

本教育委員会の教育費予算要求案としまして、当初予算と臨時的経費予算の2本がございます。

先に上段の人件費を除く平成29年度当初予算要求案につきまして御説明申し上げます。

教育費当初予算要求案の要求額の合計は76億7,946万8,000円で、前年度比で36億8,541万2,000円の増、増減率192.3%となっております。

内訳としましては、教育総務費の要求額は2億3,463万5,000円、前年度比で3,494万5,000円の増、増減率117.5%となっております。

続きまして小学校費でございますが、要求額は70億1,261万2,000円、前年度比38億1,197万円の増、増減率219.1%となっております。主な増の要因と

いたしましては、学校統合校に関する費用で寺方・南小学校統合校及びよつば小学校の統合校の新築工事の工事費用でございます。

中学校費にまいりまして、4億3,222万1,000円、前年度比1億6,150万3,000円の減、増減率72.8%となっております。主な減の要因といたしましては、今年度でさつき学園の建設のための旧第三中学校の解体工事が終了したものでございます。

以上で当初予算の要求案の説明とさせていただきます。

続きまして、下段の臨時的経費予算要求案について御説明申し上げます。

教育総務費では、学力向上への支援といたしまして、土曜日学習事業や長期休暇などを活用した自主学習の場作りと学力の向上支援事業で教育条件を整備し、授業改善や家庭学習での取組みを行うもので、またコミュニティ・スクール導入等促進事業での家庭・学校・地域の連携強化への取組みや、芸術鑑賞教室を開催し子どもの豊かな発想を育み、さらにICT環境整備として小学校タブレットPC整備促進事業を行おうとするもので、これら事業に必要な経費として合計5,984万6,000円を計上しております。

続きまして、小学校費でございますが、学校規模適正化事業で寺方小・南小学校統合校及びよつば小学校の開校に向けた備品等購入、引越業務委託及び給食備品等購入を、また学校施設改良等事業では橋波小学校の空調設備の設置工事で合計4億4,449万6,000円を計上しております。

中学校費につきましては、臨時的経費は計上しておりません。

以上が臨時的経費の予算要求案でございます。

2ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく平成29年度教育に関する予算についての意見がございます。

本委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念に掲げるとともに、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」を学校教育の、また、「育ちを支えるコミュニティづくり」を社会教育の目標として、社会が急激に国際化していく時代において、社会教育関係部局と連携し、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指し、様々な施策を展開しております。

平成29年度におきましては、学校規模適正化の実現に努力するとともに、一人ひとりの学力の向上、教育施設の老朽化への対応などの諸課題を克服できるよう、①「新しい学校づくりと良好な教育環境づくり」、②「学力向上への支援」、の施策を実施することとしております。

具体的には、①「新しい学校づくりと良好な教育環境づくり」においては、よつば小学

校及び寺方小・南小学校の統合校の建設に引き続き取り組むとともに、開校に向けた準備を進め、また、三郷小・橋波小学校の統合校建設に向けた準備についても実施してまいります。安全で安心な学校、良好な教育環境づくりでは、学校プールの改修など学校施設の環境改善に取り組んでまいります。

②「学力向上への支援」においては、小学校を対象に土曜日や長期休暇期間中における民間活力を活用した児童の学習機会の充実を図るとともに、小学校のコンピューター教室にタブレットパソコンを整備するなど教育条件の整備を進めてまいります。以上、重点事項のみを列記しましたが、本市教育行政の更なる推進に向け、必要な予算でございますので、特段のご理解、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員 臨時的経費予算要求について、コミュニティ・スクール導入促進事業とありますが、コミュニティ・スクールについて国はどのような考えを持っているのか、また、本市で導入するに当たって、場所は学校、あるいは違う場所を活用されるのかどうか。あと、学校芸術鑑賞教室と小学校タブレットPCの整備状況について教えていただけますか。

○事務局 コミュニティ・スクールにつきましては、国が推進している事業の一つとして、保護者や地域住民から構成された学校運営協議会を設けて、学校運営の基本方針の承認や教育活動などについて意見を述べるといった取組みが行われます。これを導入することによって、学校、地域、保護者の意見を学校運営に反映させ、共に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進めてまいります。

学校運営協議会の主な三つの役割としまして、「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」、「学校運営に関する意見を教育委員会又は教育長に述べる」、「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる」とあります。これらを通じて、保護者や地域の意見を学校運営に反映させることができ、自分達の力で学校をより良いものにしていこうとする意識が高まり、継続的、持続的に「地域とともにある、特色のある学校づくり」を進めることができます。

全国のコミュニティ・スクールの導入状況といたしましては、平成27年4月1日現在で、40都道府県235市町村で導入されております。

続きまして芸術鑑賞教室の開催状況につきましては、市内全小学校におきまして演劇、音楽、伝統芸能等の鑑賞が行われております。中学校につきましては、2校のみで開催されております。

また、小学校タブレットPCの整備状況につきましては、小学校ではコンピューター室

にデスクトップ型のパソコンが20台設置されております。

その他、橋波小学校と三郷小学校には以前、絆プロジェクトでの事業で使っていたタブレットPCがございますが、教育センターとして配置しているものはございません。

○事務局 芸術鑑賞教室開催補助金につきまして、今まで芸術鑑賞の経費は全額保護者の負担となっており、少しでも補助金を出して負担額の軽減を図りたいということで要求をしております。

○委員 それは芸術鑑賞の際に、随時徴収する形でしょうか。

○事務局 現在は芸術鑑賞がある際には、参加人数と金額を把握しまして、学校納入金の中からお支払いいただいております。

○委員 保護者の負担を軽減する趣旨であって全額ではない、必要に応じて補助を出す形であると理解してよろしいですか。

○事務局 3分の1程度の補助をしようと考えております。

○委員 教育総務費とは、どういうものか内訳をお聞きしたいのと、また、117.5%と昨年度に比べて17.5%増となっておりますが、その主な理由についてお聞かせください。

○事務局 教育総務費とは予算上の表現でして、その中に教育委員会費、事務局費とございまして、事務局費が事務局内部の経常的な経費でございます。こちらは、事務局内の消耗品の他、学校教育、教育センターでの事業に係る費用も含んでございまして、下段の臨時的経費の教育総務費もこちらに含まれております。経常的な部分につきましては減額となっておりますが、臨時的経費の事業が含まれていることによって、昨年度に比べて増となっております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第58号 守口市教育財産の処分の申し出について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第58号「守口市教育財産の処分の申し出について」につきまして御説明申し上げます。

まず、申し出内容案を記載させていただいております。旧さつき小学校につきましては、平成28年3月末をもって閉校し、平成28年4月に旧さつき小学校と旧第三中学校の統合校である、さつき学園が開校しております。第2期工事であるさつき学園のグラウンド

及び外構等の工事は平成28年12月28日に完成予定となっておりますが、工事完了までの間につきましては、さつき学園の生徒のクラブ活動、運動会等に活用するため、旧さつき小学校のグラウンドを教育委員会で管理しておりました。

この度、運動場等の整備工事が完了する見込みとなり、さつき学園が全面開校となった後、旧さつき小学校の土地及び建物を教育財産として利用する予定はないことから、教育財産を処分し、守口市へ移管することは適当であるとの意見としております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 旧さつき小学校、元々は旧滝井小学校であったこの部分については、守口市に移管することによって、教育とは一切何も関係がなくなるということでしょうか。この場所は元小学校の跡地であるとか、記念のモニュメントを残す等、教育と関わりのあった場所であることを示すものを何も残したりはしないということでしょうか。

○事務局 この度の教育財産処分につきましては、今後、旧さつき小学校を教育財産として利用することがないということで、教育委員会から市長部局にお返しするものでございます。又、今のところ、そういった記念のモニュメント等を残すことは考えておりません。

○委員 今後、学校が統合された結果、財産処分となった場合、今回同様何らかのモニュメント等を残すことはないということでしょうか。

○事務局 これまでの統合校におきましても、モニュメントとして残すということはしておらない状況であることから、今後もそういった形になろうかと考えております。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第59号 守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第59号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」を御説明させていただきます。

施設の電気工作物の設置につきましては、電気事業法の規定により保安規程を定めなければならないとされており、教育委員会の施設におきましても電気工作物保安規程を定め

ているところでございます。

今回の改正でございますが、先ほど議案第58号において、旧さつき小学校について、教育財産から守口市の財産として移管いたしますことから改正しようとするものでございます。

内容でございますが、第2条の表中、旧守口市立さつき小学校の項を削除しようとするものでございます。なお、施行期日につきましては附則におきまして平成28年12月28日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますがよろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

報告第10号 損害賠償等請求調定事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見

秘密会のため説明要旨及び審議状況の掲載はございません。